

平成28年3月11日

各市町村教育委員会教育長 殿

鹿児島県教育庁保健体育課長

公立学校等における労働安全衛生管理体制の充実について（依頼）

労働安全衛生法等に基づく管理体制の整備は、職員が意欲と使命感を持って教育活動に専念できる適切な労働環境の確保に資するものであり、ひいては、学校教育全体の質の向上に寄与する観点からも重要なものです。

ついては、新年度当初、学校等における労働安全衛生管理体制について「学校職員安全衛生管理規程」（各市町村）や「学校における労働安全衛生管理体制の整備のために」（文部科学省リーフレット）等を活用し、職員に説明を行い、公立学校等における労働安全衛生管理体制のさらなる充実が図られるようお願いいたします。

また、労働安全衛生法の一部改正により平成27年12月1日から「ストレスチェック制度」が施行されましたが、実施に当たっては、適正に行われるようお願いいたします。

なお、下記の事項については重点的に御指導ください。

記

1 各学校における衛生委員会等の開催について

職員50人以上の学校については、労働安全衛生規則第23条第1項において「事業者は、衛生委員会を毎月1回以上開催するようにしなければならない。」と規定されています。

ついては、必要な委員を確保した上で、既存の委員会等と併用するなど、学校の実情に応じ、適切な対応が図られるよう御指導ください。

なお、職員50人未満の学校においても、各市町村の規程に基づき適切に対応するよう併せて指導をお願いいたします。

2 長時間勤務者に対する医師の面接指導について

労働安全衛生法第66条の8において、「事業者は、労働者の健康の保持を考慮して、厚生労働省令で定める要件に該当する労働者に対し、医師による面接指導を行わなければならない。」と規定されています。

ついては、各市町村が定める「長時間勤務者に対する面接指導要領」等に基づき、適切な対応が図られるよう御指導ください。

【参考資料】

- 「学校における労働安全衛生管理体制の整備のために（改訂版）」（H27.7 文部科学省リーフレット）

連絡先  
健康教育係 担当 池田  
電話 099-286-5316